

【長崎県版BCP策定モデル】

「どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート」

その他汎用

BCP策定の手引き

令和3年9月

長崎県産業労働部産業政策課

目 次

I. はじめに	3
II. 想定する災害別のBCPの考え方	4
III. 大地震用の記入要領	6
IV. 風水害用の記入要領	8
V. 感染症用の記入要領	10
VI. 裏面	12
VII. BCM(事業継続マネジメント)	15
VIII. 参考資料	16

【用語の説明】

BCP	事業継続計画(Business Continuity Plan)
事業リソース	人、建物、設備、ライフラインなど業務遂行に必要なもの
ボトルネック資源	事業リソースのうち使用できなくなると事業遂行に大きな影響があるもの
サプライチェーン	原材料や部品の調達から製造・生産管理・販売・配送までを、一連の流れとしてとらえる考えのこと
BCM	事業継続マネジメント(Business Continuity Management)

I. はじめに

本書は、長崎県版BCPモデル“**どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート**”を使用してBCPを策定する長崎県事業者向けの「BCP策定の手引き」です。

長崎県に多い4つの業種とその他汎用の全5種類に分けて作成していますが、そのうち本書は「その他汎用」向けです。

今まで、BCPは、なんとなく策定しなければならないのだろうが、どうやって策定すればいいかわからない、という事業者の方も多かったと思います。本書はそのような事業者の皆様向けに、初めての方でもわかりやすいように、穴埋め式のフォーマットである“**どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート**”を用意しました。

そして、これを活用して、実際に自社のBCPを円滑に策定できるよう、BCP策定の手順等を解説したものが、この「**BCP策定の手引き**」です。

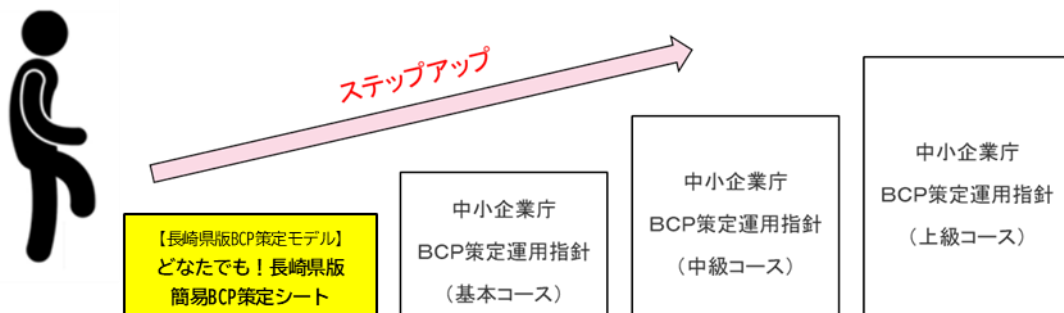
本書を活用して、是非、積極的にBCP策定に取り組んでみましょう。

【どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シートの特徴】

- ・県内の中小企業が自社のBCPを作成する際に、ひな形として活用できるものとしています。
- ・小規模事業者においても取り組みやすいよう、BCP策定上必須となる項目や作業をコンパクトにまとめ、できるだけ簡潔な内容としています。（下記〈使い方〉を参照）
- ・長崎県において、特に発生リスクの高い災害等を想定したBCPを作成することを目的とし、想定する災害等は、地震、風水害、感染症（新型コロナウイルスを念頭）に対応できるものとしています。
- ・幅広い業種で活用が可能なものとします。
- ・業種に応じて対応が分かれる事項については、業種に応じた策定のポイントが分かるように工夫しています。

〈使い方〉

- ①まずは、“**どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート**”を使用して、BCPの簡易版を作成しましょう。記入例を参考にしてキーワードを中心に言葉を置いていく感じで作成してください。最初は書けることだけで結構です。必ずしもすべてに記入する必要はありません。
- ②**見本の赤字はあくまで一つの「記入例」**です。貴社の事業内容や組織に合わせて、適宜修正してください。また、限られたスペースしかありませんので、**必要により適宜、付帯資料を追加してください**。
- ③その後、中小企業庁のホームページ（参照：Ⅷ.参考資料_No.1-2）に掲載されているBCP策定指針の初級編・中級編等のひな形に沿って、より詳細なBCPを策定していきましょう。



Ⅱ. 想定する災害別のBCPの考え方

(1) 災害の類型化

長崎県において、BCPで想定しておくべき災害は、地震、風水害、(雲仙岳)火山の噴火、新型コロナウイルスなどが挙げられますが、以下のように考えることができます。

まず、内閣府の事業継続ガイドライン(参照:Ⅷ.参考資料_No.1-1)では、2009年の新型インフルエンザ発生後に改訂された第2版において、「発生のパターン」によって分けて考え、下記①②を別に策定すべき、と整理しています。

- ①発生時点で事業への影響が最も大きくなり、その後徐々に回復していく、地震・風水害などの「自然災害」
- ②世界のどこかで発生し、国内に広がるにつれ、徐々に影響が大きくなり、パンデミック期に最大となるという「新型コロナウイルス」

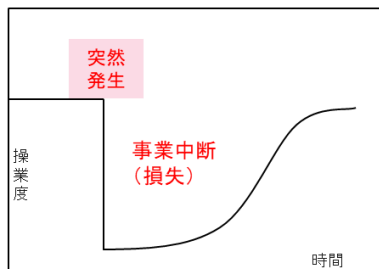
これは、災害対応や事業継続対応は、時系列に行動計画を作る必要があることと関係があります。

さらにその後、台風や豪雨によって甚大な被害が発生したため、防災の一環で、天気予報などの情報から発生前の対応が可能な災害については、「発生前のタイムラインを計画する」という考え方が普及しました。

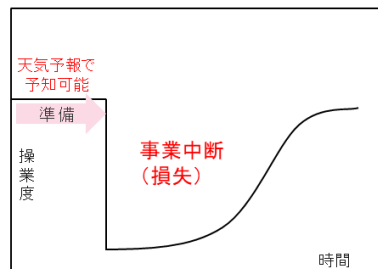
以上のことから、最終的に時系列の行動計画を策定することに着目すると、発生パターンによって次のとおり大きく3つに分類できると考えられます。

様々な災害も、この3パターンでBCPを用意しておけば、幅広く対応できることとなります。

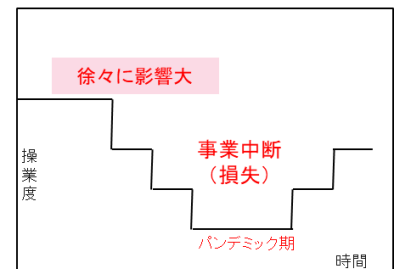
突発的に発生する災害
(地震・火災・爆発事故等)



予知可能な災害
(風水害・雪害・火山噴火等)



徐々に影響が拡大する災害
(新型コロナウイルス)



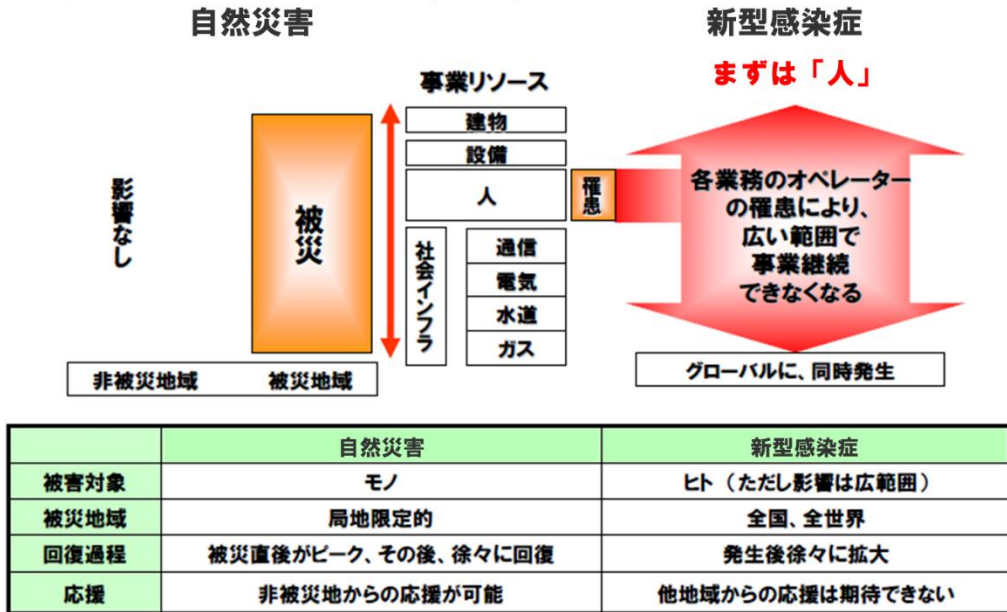
このような違いを考慮して、「どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート」では、「大地震用」「風水害用」「感染症用」の3種類のフォーマットを用意することとし、それぞれの特徴に応じて、「発生直後」、「初動対応フェーズ」、「事業継続フェーズ」の欄を、次のように整理しています。

項目	突発的に発生する災害 (地震等)	予知可能な災害 (風水害・雪害等)	徐々に影響が拡大する災害 (新型コロナウイルス)
発生直後	避難・救助・負傷者対応 安否確認	「発生前の準備」を追加	「感染予防措置」に変更
初動対応 フェーズ	状況確認、帰宅指示、備蓄品配布		「発生段階別の対応」に変更
事業継続 フェーズ	脆弱性のあるボトルネック資源(インフラ・建物・設備・人など)の想定と重要業務維持の対応手順、戦略		安全配慮措置を講じた 重要業務の実施方法 (交替制・在宅勤務等)

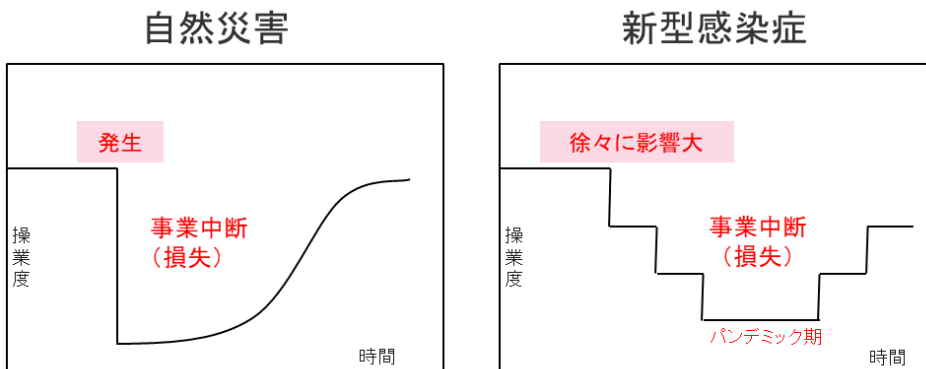
Ⅱ. 想定する災害別のBCPの考え方

(2) 自然災害(地震・風水害)BCPと感染症BCPの違い

自然災害BCPと感染症BCPの違いは、発生パターンだけではありません。業務遂行に必要な要素のことを「事業リソース」といいますが、災害により影響を受ける事業リソースは、自然災害と感染症で、次のような違いがあります。



このように「事業リソースへの影響」と「発生パターン」の違いから、BCPの検討項目も、下図のような違いがあります。



【BCP検討項目】

- 重要業務の絞り込み
- 目標復旧時間を設定
- 目標時間とのギャップ分析
→ ギャップを埋めるための事前対策、災害時対応方法(戦略)を計画
- 被害最小化
 - ・建物・設備の耐震対策
 - ・データシステムの二重化
- 早期の復旧(再開)
 - ・復旧手順整備、訓練
 - ・代替方法による再開

【BCP検討項目】

- 重要業務の絞り込み
- 発生段階別の業務目標レベルを設定
- 業務目標レベルとのギャップ分析
→ ギャップを埋めるための業務遂行方法(戦略)を計画
- (健康)被害最小化
 - ・ワクチン接種、マスク・手洗い・消毒
 - ・業務縮小・休止、2mディスタンス
- 業務レベル維持(安全配慮措置)
 - ・スプリットオペレーション
 - ・在宅勤務、テレワーク

Ⅲ. 大地震用の記入要領

1.基本方針

- ・社員(役員・従業員)の人命を守ることと地域社会貢献は、どの企業であっても共通に重要です。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、1と3に記入してください。
- ・そして、2には、自社の事業にあわせて、災害時にも止められない、または早期に再開しなければならない中核事業は何かを考え、記入してください。

2.被害想定

- ・被害を前提に対応を検討するため、社会インフラの中断(電力・通信:3日間、交通・その他:2週間)と主要な建物の被害(全壊または半壊)を想定してください。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、その他に想定される建物や設備、在庫等の被害も合わせて記入します。

3.対応責任者

- ・「統括責任者」は、社長等企業の代表者が務めることが一般的です。
- ・「本社機能維持担当」は、安否確認や安全確保等、大地震が発生した直後の対応実務全体を指揮する担当者です。総務部や管理部の長が務めることが一般的です。
- ・「事業継続担当」は、重要事業の継続等、事業継続に関する対応実務を指揮する担当者です。

4.重要業務、目標復旧時間

- ・自然災害のBCPにおいては、「重要業務」と「目標復旧時間」を定めることが大変重要です。
- ・「重要業務」には、記入例を参考にして、「1.基本方針」の2で記入した中核事業の中で、特に優先すべき事業(製品・サービスや重要顧客)を記入してください。停止した場合の社会、顧客、自社への影響の大きさを念頭において検討してください。
- ・「目標復旧時間」には、その重要業務が停止しても許される最大の期間を、顧客のニーズ等を想定して記入します(復旧可能時間ではありません)。

5.対応手順

(1)大地震発生直後

- ・「避難場所」には、避難の際に目的地とする場所を具体的に記入します。地域の防災マップの確認や当該施設の管理者への相談を通じて、その場所の安全性を確認する事が望ましいです。(通常は公共の指定避難場所となります)
- ・「救急搬送先」には、大規模災害発生時は救急車がすぐに到着できるわけではないことを念頭に、社員等が負傷した場合に搬送する医療施設を複数記入します。
- ・夜間・休日の大地震の発生も想定し、「参集メンバー」には、初動対応フェーズや事業継続フェーズにおいて重要な役割を果たすメンバーを記入します。

(2)初動対応フェーズ

- ・「状況確認」では、本社機能維持担当の指揮の下に社内外の状況を確認する「担当者(部門)」として、具体的な人物(役職)または部門名を記入します。
- ・「帰宅許可」の「基準」には、社員等の帰宅を許可する具体的な条件を記入してください。安全に帰宅できることが大前提となります。長崎県や市町からの指示に関する情報を収集し対応することになります。
- ・担当者が確認すべき内容などは、付帯資料でもよいので各企業の現状に沿った内容のものを別途作成してください。

(3)事業継続フェーズ

- ・「対応戦略」には、重要業務を目標復旧時間内で復旧させるための大きな方針を記入します。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。
- ・「資源の脆弱性(ボトルネック)」には、対応上、特に障害となる課題や懸念事項を記入します。
- ・「対応手順」は、出来るだけ具体的に記入することが望ましいです。組織別、役割別に5W1Hを考え検討していくとイメージしやすくなります。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。記入した手順については、その実効性について顧客や取引先を含む社内外の関係者と確認することが重要です。
- ・なお、「対応手順」について、業種によっては組織や役割が2つ、3つと変わってくると考えられます。そこで、記入用シートを3パターン(2×3、2×4、3×3)用意していますので、自社にあったシートに記入するようにしてください。

6.資金調達

- ・「(A)経営維持費用」は、日常的に発生する費用で大地震発生時でも変わらず支払いが必要な費用、「(B)災害復旧費」は、大地震発生時、復旧等のために特別に必要な費用です。(A)と(B)から大地震発生時に必要となる資金の最大金額を予想します(記入例では3ヵ月分)。
- ・「(C)利用可能な手元資金(現在の現預金)」には、現在制限なく利用できる現預金の合計、「(D)回収可能な売掛金」には、大地震が発生しても回収が可能と想定できる(財務面で盤石な顧客や離れた場所に立地するため自社と同時に被災しにくい顧客に対する売掛金等)の金額を記入します。その他に調達可能な資金を(E)、(F)に記入し、(C)~(F)の合計で調達可能な資金の最大金額を予想します(記入例では3ヵ月分)。


7.事前準備

- ・「5.対応手順」に書かれた計画を実行するために、必要な事前準備を記入します。
- ・事前準備が出来ている場合には、「チェック」欄に✓をつけ、出来ていない場合には、対応の期限を設定し記入します。記入欄はありませんが、実施する責任部門も明確にしておきましょう。
- ・事前準備には、施設・設備・備品等のハード面の改善・強化だけでなく、代替方法の計画や、人材の確保、重要図面や文書・データのバックアップ等ソフト面も含みます。
- ・連絡先リストは、常に最新版となるよう定期的に見直し、備蓄品は消費期限切れにならないよう管理しましょう。

IV. 風水害用の記入要領

9ページの記入要領を確認しながら、記入項目を埋めてください。

なお、風水害用については、記入用シートが3種類あります。記入要領の5(3)を確認し自社に適合するシートに記入してください。



どなたでも！長崎県危機管理BCP策定シート
【風水害用】（その他の業種）

（このシートは、長崎県危機管理BCP策定シートは、長崎県内の中小企業、小規模事業者等のBCP策定の第一歩を後押し、及びがその段階にBCP策定のプロセスを補助することを目的とした。）

年 月 日 策定：5/31

1. 基本方針

大規模な災害に際しては、以下の基本方針に準拠する。

1	
2	
3	

3. 対応責任者

総括責任者	全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。 (代行者)
本社施設維持担当	安全確認や安全確保等、本社施設の維持に関する業務を統括する。 (代行者)
事業継続担当	重要業務の継続に関する業務を統括する。 (代行者)

4. 重要業務、目標復旧時間

重要業務	
目標復旧期間	

2. 被害想定

5. 対応手順

（災害発生時または、以下の手順で対応を実施する。）

① 行政機関との連携

危機管理
危機対応

② 関係部署

1 初期の状況 (organization / organization member)
2 緊急情報 (社内連絡・お客様へ)
3 河川等に関する情報
4 行政機関 (防災関係部署)
5 道路・交通機関の情報
6 その他ライフラインの情報
7 業務状況確認 (monitory control)
8

③ 対応方針の決定

交通状況
帰宅方針
緊急方針の通知

④ 帰宅指示

帰宅指示タイミング

⑤ 水防設備の設置場所、主要積み上げの場所の確認

水防設備

⑥ 重要経費支出の計画的停止・表示 ×以下の経費支出

事業所等

⑦ 帰宅後の業務方針の基本的な連絡方法

--

⑧ 出社再開時の場合の出社方針

出社方針

⑨ 孤獨者に関する方針

項目の基本方針

3パターン(2×3、2×4、3×3)の記入用シートから自社にあったシートを選択し記入

NO.1	NO.2	NO.3	NO.4

2×4

NO.5	NO.6	NO.7	NO.8

3×3

5. 対応手順

（帰宅指示後は以下の手順で対応する。）

① 総括責任者

--

② 救助・負傷者対応

救助・応急処置、救急車の搬送
救助要請先 (TEL:)
救助要請先 (TEL:)

③ 重要業務の状況

名称	内容

④ 帰宅指示が停止した場合

--

5. 対応手順

（重要業務の継続）

対応期間	再開の機軸性 (ホトトギス)

2×3

6. 事業準備

① 初期・注意フェーズ、② 初期対応フェーズ

項目	完了	完了しない場合
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する

③ 事業継続フェーズ

項目	完了	完了しない場合
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する
		20年 月までに対応する

Ⅳ. 風水害用の記入要領

1.基本方針

- ・社員(役員・従業員)の人命を守ることと地域社会貢献は、どの企業であっても共通に重要です。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、1と3に記入してください。
- ・そして、2には、自社の事業にあわせて、災害時にも止められない、または早期に再開しなければならない中核事業は何かを考え、記入してください。

2.被害想定

- ・被害を前提に対応を検討するため、河川の氾濫や土砂災害の懸念、河川が決壊した際の想定浸水深を想定してください。その他に想定される事態があれば合わせて記入します。

3.対応責任者

- ・「統括責任者」は、社長等企業の代表者が務めることが一般的です。
- ・「本社機能維持担当」は、安否確認や安全確保等、風水害・雪害が発生した直後の対応実務全体を指揮する担当者です。総務部や管理部の長が務めることが一般的です。
- ・「事業継続担当」は、重要事業の継続等、事業継続に関する対応実務を指揮する担当者です。

4.重要業務、目標復旧時間

- ・自然災害のBCPにおいては、「重要業務」と「目標復旧時間」を定めることが大変重要です。
- ・「重要業務」には、記入例を参考にして、「1.基本方針」の2で記入した中核事業の中で、特に優先すべき事業(製品・サービスや重要顧客)を記入してください。停止した場合の社会、顧客、自社への影響の大きさを念頭において検討してください。
- ・「目標復旧時間」には、その重要業務が停止しても許される最大の期間を、顧客のニーズ等を想定して記入します(復旧可能時間ではありません)。

5.対応手順

(1)警戒・注意フェーズ

- ・「行動開始の基準」では、台風基準や警戒レベルを気象庁等が出す基準を目安に記入します。
- ・「情報収集」では、近隣の状況、気象情報、河川等氾濫情報、行政動向、道路・交通機関情報、その他ライフライン情報、業務状況確認は、どの企業であっても共通です。その他、必要な事項があれば、8に記入してください。
- ・「対応方針の決定」、「帰宅指示」、「帰宅後の業務方針の基本的な連絡方法」、「出社時間帯の場合の出社方針」、「残留者に関する方針」は、総務部や人事部が担当することが一般的です。

(2)初動対応フェーズ

- ・統括責任者は、従業員を帰宅させた後も、出社タイミング等の検討のため、水災情報を自宅等にて引き続き収集する必要があります。
- ・「救急搬送先」には、風水害発生時は救急車がすぐに到着できるわけではないことを念頭に、残留している社員等が負傷した場合に搬送する医療施設を複数記入します。
- ・「帰宅指示が遅れた場合の残留者待機場所」は、浸水被害が起きにくい出来るだけ高い場所を設定してください。
- ・「備蓄品の状況」の項目は、他業種用のBCP策定シートの記入例に、ヒントとして考えられるものを幅広くとりあげています。必ずしもすべてを備蓄する必要はなく、会社の使命・規模等によって、いくつか選択して記入してください。
- ・担当者が確認すべき内容などは、付帯資料でもよいので各企業の現状に沿った内容のものを別途作成してください。

(3)事業継続フェーズ

- ・「対応戦略」には、重要業務を目標復旧時間内で復旧させるための大きな方針を記入します。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。
- ・「資源の脆弱性(ボトルネック)」には、対応上、特に障害となる課題や懸念事項を記入します。
- ・「対応手順」は、出来るだけ具体的に記入することが望ましいです。組織別、役割別に5W1Hを考え検討していくとイメージしやすくなります。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、自社の事業内容に応じて検討し記入してください。記入した手順については、その実効性について顧客や取引先を含む社内外の関係者と確認することが重要です。
- ・なお、「対応手順」について、業種によっては組織や役割が2つ、3つと変わってくると考えられます。そこで、記入するフレームを3パターン(2×3、2×4、3×3)用意していますので、自社にあったシートに記入するようにしてください。

6.事前準備

- ・「5. 対応手順」に書かれた計画を実行するために、必要な事前準備を記入します。
- ・事前準備が出来ている場合には、「チェック」欄に✓をつけ、出来ていない場合には、対応の期限を設定し記入します。記入欄はありませんが、実施する責任部門も明確にしておきましょう。
- ・事前準備には、施設・設備・備品等のハード面の改善・強化だけではなく、代替方法の計画や、人材の確保、重要図面や文書・データのバックアップ等ソフト面も含まれます。
- ・連絡先リストは、常に最新版となるよう定期的に見直し、備蓄品は消費期限切れにならないよう管理しましょう。

V. 感染症用の記入要領

11ページの記入要領を確認しながら、記入項目を埋めてください。

長崎県	どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート 【感染症用】（その他の業種）	年 月 日 第○次 改訂
どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シートは、長崎県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組の第一歩を後押し、わかりやすい簡易にBCP策定いただくを目的に作成しました。		

1. 基本方針

感染症発生時には、以下の基本方針に照り対応する。

1	
2	
3	

3. 対応責任者

総括責任者	全社的な重要決定を行い、対応全体を統括する。 (代行者)
本社機能維持担当	安否確認や感染症防止策の実施等、本社機能の維持に関する業務を担う。 (代行者)
事業継続担当	事業の継続に関する業務を担う。 (代行者)

4. 重要業務(目標レベルは6章)

社会情報維持事業	
経営インパクトの大きい事業	
経営（業務等）を支える関係部門の事業	

2. 被害想定

新型コロナウイルスパンデミック（世界的な大流行）が発生。

直接的被害	
間接的被害	

5. 感染拡大防止対策

①従業員の健康管理

出勤前	体温検閲・消毒
出勤中	

②勤務体制

勤務体制					
出勤手段					
出陣	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国内</td><td></td></tr> <tr><td>国外</td><td></td></tr> </table>	国内		国外	
国内					
国外					

③感染防止策

感染伝染防止	3密の回避	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>身体距離の確保</td><td></td></tr> <tr><td>換気の徹底</td><td></td></tr> <tr><td>密閉・密集の回避</td><td></td></tr> </table>	身体距離の確保		換気の徹底		密閉・密集の回避	
	身体距離の確保							
	換気の徹底							
密閉・密集の回避								
接触伝染防止	飛沫防護							
	消毒・消毒							
その他の感染予防策								

6. 発生段階別の業務目標レベル

発生段階	海外発生期	国内発生早期	国内伝染期	小規模
①社会情報維持事業（現在継続が求められる）				
②経営インパクトの大きい事業（短期間で対応縮小・休止もやむを得ない）				
③経営（業務等）を支える関係部門の事業（必要な範囲で継続）				
④その他の事業				

7. 事業継続戦略（リスクへの対応）

①作業空間の3密を避けるための戦略

3密と切りやすい作業場所	リスク回避戦略	リスク低減戦略

③サプライチェーン懸念（既定の調達先からの供給停止）への対応戦略

供給停止の可能性がある部品	保有在庫での対応	代替調達先の確保による対応

②欠勤等となった重要業務への要員補充

④需量削減への対応戦略

需量削減の可能性がある部品	企業となる設備を活かした新しい事業	企業となる人員でできる新しい事業

8. 事前準備

①3密回避	②要員補充・確保		③サプライチェーン懸念	④需量削減	
	※F	※P		※F	※P
できている場合			できている場合		
できていない場合			できていない場合		
すでに対応する			すでに対応する		
まだ対応する			まだ対応する		
まだ対応する			まだ対応する		
まだ対応する			まだ対応する		
まだ対応する			まだ対応する		
まだ対応する			まだ対応する		

V. 感染症用の記入要領

1.基本方針

- ・ 感染症防止措置により、社員(役員・従業員)の人命を守ることは、どの企業であっても共通に重要です。他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして、1に記入してください。
- ・ そして、2には、社会機能維持事業や経営インパクトの大きい事業の継続を、3には、それらの業務の遂行を支えるための間接業務の継続を、他業種用のBCP策定シートの記入例を参考にして記入してください。

2.被害想定

- ・ 新型感染症によるパンデミック(世界的な流行)が発生した状況を想定した場合、発生する「直接的影響」として、3密防止による生産性低下、感染症発生による自社施設の一時停止、「間接的影響」として、サプライチェーン問題、緊急事態宣言発令等による需要の減少が考えられます。自社で該当するものがあれば、記入してください。

3.対応責任者

- ・ 「統括責任者」は、社長等企業の代表者が務めることが一般的です。
- ・ 「本社機能維持担当」は、安否確認や感染症防止策の実施等、感染症の発生が確認された段階からの対応実務全体を指揮する担当者です。総務部門長が務めることが一般的です。
- ・ 「事業継続担当」は、重要事業の継続等、事業継続に関する対応実務を指揮する担当者です。

4.重要業務

- ・ 感染症のBCPIにおいては、「重要業務」と「目標レベル」を定めることが大変重要です。
- ・ 「重要業務」には、「社会機能維持事業」、「経営インパクトの大きい事業」、「経営(業務環境)を支える間接部門の業務」が、企業の事業の中で、最も優先して考えなければならない業務と考えられます。停止した場合の社会、顧客、自社への影響を念頭におき、具体的に記入してください。
- ・ 目標レベルについては、「6. 発生段階別の業務目標レベル」で整理します。

5.感染拡大防止対策

- ・ まず、自社が属する業界団体等が発行している「業種ガイドライン」をホームページからダウンロードし、確認してください。(業種別ガイドライン - 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策)(参照: VIII.参考資料.No.4-1)
- ・ そのうえで、「従業員の健康管理」、「勤務体制」、「感染防止策」について、要点を記入してください。なお、他業種用のBCP策定シートの記入例は、それぞれの業種別ガイドラインから引用して作成してありますので参考にしてください。

6.発生段階別の業務目標レベル

- ・ 発生段階は、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期(出典: 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成29年9月12日(変更))より)に分けられます。それぞれの段階において、「4. 重要業務」で設定した社会機能維持事業、経営インパクトの大きい事業、経営(業務環境)を支える間接部門の業務、その他の業務、をどの程度のレベルで継続するか、その目標のレベルがわかるように記入してください。

7.事業継続戦略(リスクへの対応)

(1)作業空間の3密を避けるための戦略

- ・ まず、「3密となりやすい作業場所」を記入します。オフィス・工場・店・施設・現場等のような場所や時間帯かを具体的に記入してください。次にそれらの場所の「リスク回避戦略」を記入します。「リスク回避戦略」は、テレワークの実施や椅子の間引きなど、リスクそのものをなくすための戦略が該当します。「リスク低減戦略」には、マスク着用やアルコール消毒徹底、飛沫感染防止シート設置等のリスクを少なくするための措置を記入してください。

(2)欠勤増となった重要業務への要員補充

- ・ 欠勤増によって重要業務の実施が困難になる場合があります。その場合の要員補充の方法として、「社内の非重要業務からの要員の再配置」、「社外からの要員補充(臨時・派遣社員の確保、退職者の再雇用など)などを記入します。

(3)サプライチェーン問題(既定の調達先からの供給停止)への対応戦略

- ・ 海外からの輸入に依存している部品・原材料などがある場合は、当該国がロックダウンしてしまうと供給がストップしてしまうことがあります。このような「供給停止の可能性のある部品」を記入します。次にそれらの部品の供給停止に対する「保有在庫での対応」、「代替調達先の確保による対応」の可否、実施方法等を記入します。

(4)需要量減少への対応戦略

- ・ 感染拡大期には、政府・自治体等が不要不急の移動を制限したり、3密となりやすい施設の使用を制限したりします。これらによって需要が大きく減少することがあります。そのような影響を受ける「需要量減少の可能性のある事業」を記入します。そしてその対策として「余剰となる設備を活かした新しい事業」、「余剰となる人員でできる新しい事業」を戦略的に検討し記入して下さい。現時点で案がない場合は、空欄のままでも結構です。

8.事前準備

- ・ 「5.感染拡大防止対策」や「7.事業継続戦略(リスクへの対応)」を検討していく中で、必要と感じた事前準備を記入します。
- ・ 事前準備が出来ている場合には、「チェック」欄に✓をつけ、来ていない場合には、対応の期限を設定し記入します。
- ・ 事前準備には、感染防止対策だけではなく、新規事業の準備なども含まれます。

VI. 裏面(大地震用)

(参考資料) BCP限定シート

このシートは、長崎県防災BCP限定シートは、長崎県内の中小企業、小規模事業者のBCP普及のための第一歩を後援し、長崎県内各自治体等にBCP普及のための支援を行っています。

1. 本社・事業所の被害想定

No.	名称	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

注1：長崎県地域防災計画から震度範囲を調べる。

- 以下のURLにアクセスする。
<https://www.pref.nagasaki.jp/harmed/eploads/2021/08/1628647579.pdf>
 - アクセス先の資料「表6-各自治体別の震度の範囲(県内の活断層による地震)」から、各震度の最大想定震度を確認し、上表に記載する。
- ※ 本資料は、長崎県庁HP「中小企業者等向け事業継続計画(BCP)」からも確認可能
URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/harmed/eploads/2021/08/1628647579.pdf>

URLをクリックすると、リンク先が開きます。

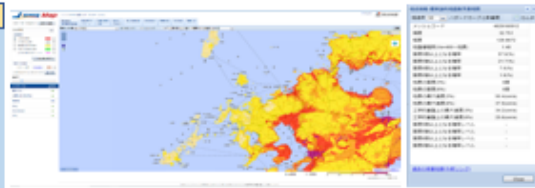
表-6 各自治体別の震度の範囲(県内の活断層による地震)

自治体別	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
長崎市	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
佐世郡	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
島原市	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
雲仙市	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
南島原市	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
壱岐市	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上
対馬市	震度4～5	震度5～6	震度6～7	震度7～8	震度8～9	震度9以上

注2：J-SHIS地震ハザードステーションから震度が大きな地域範囲に見舞われる危険度を調べる。

- 防災科学研究所のJ-SHIS地震ハザードステーションにアクセスする。
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>
- マップ上部のタブを「30年震度6以上の揺れに見舞われる確率の分布図」に変更。ページ上上の検索欄に各震度の住所を入力し、「場所を検索」を選択する。
- 「検索結果」のウィンドウが表示されるので、震度の住所をダブルクリック。地图上に表示される震度が震度範囲であることを確認し、震度をダブルクリックする。
- 「震度情報 震害予測地震動」のウィンドウが表示されるので、「震度6以上の揺れ」の数値を上表に記載する。各震度について1箇所ずつ調べる。

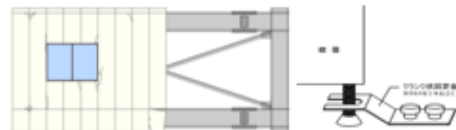
URLをクリックすると、リンク先が開きます。



2. 本社・事業所の耐震補強

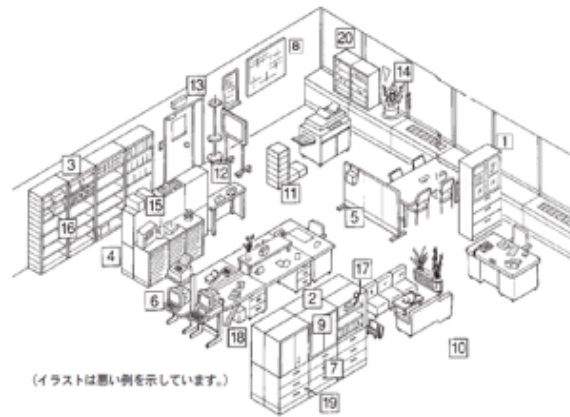
1. 基本的な耐震対策

- 建物の空中性を確保するための対策 (耐震部材～耐震対策)
※SS6年の耐震基準を満たしていること、そうでない場合は耐震補強工事が必要。
- ガラスの取付け、オフィス什器・P.C.等転倒防止のための対策
- 各種機械・設備(複写機、自動販売機、高圧機器等)の固定化などの耐震強化対策



2. オフィスでの減災対策

オフィス内の転倒・落下防止対策チェックリストを参照して確認する。



項目	チェック
1	柱のぬい張りや補修がされていない。
2	安全の棚、机等は、揺れ防止に固定されている。
3	壁面収納は、壁・床に固定されている。
4	二枚窓は揺れ防止、上下固定されている。
5	ローバー・ウィンドウは、敷居に固定(「20年型」H型)のL-4プロットしている。
6	O.A.扉は、落下防止がされている。
7	窓枠、扉が揺れ防止がされている。
8	棚や、机、複写機等は、落下防止に固定されている。
9	天井には、吊り下げのものを取付けている。
10	床に足すボール、ボールの固定はしていない。
11	避難時に、物を取っていない。
12	避難時に、扉が開いているのはない。
13	避難出口は、閉鎖していない。
14	非常階段入口に、物を取っていない。
15	家具物の天板下に、物を取っていない。
16	避難場所の確保は、重心が低く安定している。
17	危険な設備(暖房、空調機等)が固定されている。
18	文字が下に、転倒していない。
19	窓枠、扉は固定されている。
20	お風呂の壁に、物が取られているのを取っていない。

3. 参考資料

- 長崎県防災BCP限定シート：長崎県内の中小企業、小規模事業者のBCP普及のための第一歩を後援し、長崎県内各自治体等にBCP普及のための支援を行っています。
<https://www.pref.nagasaki.jp/harmed/eploads/2021/08/1628647579.pdf>
- 長崎県庁HP「中小企業者等向け事業継続計画(BCP)」(参考資料)長崎県地域防災計画における各自治体別の震度の範囲[PDFファイル/3MB]を確認し記入してください。
<https://www.pref.nagasaki.jp/harmed/eploads/2021/08/1628647579.pdf>
- J-SHIS地震ハザードステーション：長崎県内の各自治体別の震度の範囲を確認し記入してください。
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

【補足説明】

I. 本社・事業所の被害想定

- 本社・事業所の「避難場所」、「震度」、「30年震度6以上の揺れに見舞われる確率」を記入してください。
- 「震度」については、[長崎県庁HP「中小企業者等向け事業継続計画\(BCP\)」](https://www.pref.nagasaki.jp/harmed/eploads/2021/08/1628647579.pdf)(参考資料)長崎県地域防災計画における各自治体別の震度の範囲[PDFファイル/3MB]を確認し記入してください。
- 「30年震度6以上の揺れに見舞われる確率」については、[J-SHIS地震ハザードステーション](http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/)を確認し記入してください。

II. 本社・事業所の耐震補強

- 「基本的な耐震対策」や「オフィスでの減災対策」の考え方を示しています。本社・事業所を「地震に強い事業所」とするために必要な事項を確認して、不十分な点があれば今後の課題として、表面の「7. 事前準備」に記入し、着実に対応できるようにしてください。

VI. 裏面(感染症用)

(参考資料) BCP策定シート
年月日 編定・改訂

どなたでも1頁程度簡単にBCP策定シートは、「同から手をつけて良いのか…」とお悩みの皆様にも、事業継続の1ステップをお返しし、取り組みの第一歩を後押しすることを目的に作成しました。

I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

1. 政府の対応方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようとする。

2. 発生段階別の対応計画

(出典: 国土交通省「新型コロナウイルス感染症の発生段階別の対応計画」(2020年12月28日改訂))

3. 企業への影響 (事業中断の要因)

- ① 3密防止による生産性低下 → 「I. リスク分析 1.」にて自社への影響を把握
企業内における感染拡大防止対策により、従業員の状態を不安定にする。3密(密着、密集、密閉)となりやすい職場では、最低1m、可能なら2mの間隔をあげよう作業環境を見直すよう要請された。在宅勤務、交替制、配置する要員の削減などにより、業績によっては大きく生産性が低下することがあった。
- ② 欠勤者の増加 → 「I. リスク分析 2.」にて自社への影響を把握
社内で感染(濃厚接触者)が発生し、欠勤者が増加し、または保健所等の措置の下、職場の消毒などにより一時的に事業停止を要する等、業務が停止した。
- ③ サプライチェーン問題 → 「I. リスク分析 3.」にて自社への影響を把握
産業構造のグローバル化等により、サプライチェーンは高度化・複雑化しており、新型コロナウイルス発生による海外の都市封鎖により、海外からの部品の調達が停止する事態が発生した。
- ④ 需要の減少 → 「I. リスク分析 4.」にて自社への影響を把握
高級政府は、人が移動することを感染を拡大させないため、緊急事態宣言の発令などにより、不要不急の外出や移動を制限した。また人が密集する場所を避けるため、人が集まるイベントやスポーツ観戦などの施設の稼働を制限した。これらにより経済活動は停滞し、影響を受けやすい製品・サービスの需要が減少した。

II. リスク分析

感染拡大期に、下記の4つの観点から、事業中断リスクについて、どういった業務等が該当するかが検討します。

1. 3密(密集・密接・密閉)となりやすい場所

主幹部門、3密となりやすい場所、3密とややかけ離れた場所を記入してください。

主幹部門	3密となりやすい場所	3密となりやすい時間帯

3. サプライチェーン問題

製品、生産拠点、調達先を記入して下さい
(特に海外での生産・調達がある場合は記入する)

製品	生産拠点	調達先

2. 欠勤増でも継続しなければならない業務

業務	考えられる理由

4. 需要減少の可能性のある事業

需要減少の可能性のある事業と考えられる要因を記入して下さい。

事業	考えられる要因

III. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応

事業所内で新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合は、保健所の指示のもとで対応することが原則となります。事業所として想定される対応は以下のとおりです。

1. 保健所調査への協力及び接触者のリストアップ

- 保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認しておくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておく。
- 保健所調査に協力し、接触者に関する情報(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等)をリストにまとめるなどして整理し、保健所に提供する。

3. 消毒の実施

※社員の間接的かつ間接的感染の対応は、「付録14」参照ください。

感染者が発覚し、保健所が感染拡大の可能性ありと判断された場合、患者利用施設に対して調査が実施される。保健所長が施設の消毒が必要と判断した場合、事業者は、(A)保健所職員の手導の下で施設管理者で消毒、もしくは(B)施設管理者から消毒業者へ依頼して消毒、のどちらかを実施する必要があります。

2. 濃厚接触者の健康観察

- 濃厚接触者は、原則として、感染者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機(不要不急の外出自粛)と健康観察が求められる。
- 濃厚接触者への健康観察については、感染症法に基づき濃厚接触者が居住する保健所が実施するが、職場としても感染者との最終接触日の翌日から14日間、発熱や呼吸器症状等の有無について健康観察を実施し、記録する。

<健康観察の方法>

(A) 発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
 (B) 濃厚接触者自身が1日1回、発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。
 (C) 必要に応じて、事業所から保健所の保健所に連絡する。

※発熱等体調不良の場合は、「かかりつけ医」または「長崎県受診・相談センター(0120-071126)フリーダイヤル」に連絡する。

消毒実施の流れ

IV. 参考資料

① 内閣府「新型コロナウイルス感染症対策推進本部」事務局の感染拡大予防ガイドライン(第1版)：最新版に感染拡大予防策を紹介	QRコード	④ 長崎県「新型コロナウイルス感染症について」：最新情報	QRコード
② 内閣府「新型コロナウイルス感染症対策推進本部」事務局の感染拡大予防ガイドライン(第1版)：最新版に感染拡大予防策を紹介	QRコード	⑤ 長崎県「新型コロナウイルス感染症について」：最新情報	QRコード
③ 長崎県「【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について」	QRコード	⑥ 長崎県「新型コロナウイルス感染症について」：最新情報	QRコード

【補足説明】

I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

- 政府の基本方針、発生段階別の対応計画、企業への影響をまとめましたのでご確認ください。

II. リスク分析

- 感染拡大期の「3密となりやすい場所・時間帯」、「欠勤増でも継続しなければならない業務」、「サプライチェーン問題」、「需要減少の可能性」を検討してください。その対応が、表面の「7.事業継続戦略(リスクへの対応)」です。

III. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応

- 原則として、保健所の指導に従って対応することになります。その大まかな流れを参考としてまとめました。

【参考:社員の家族が濃厚接触者になった場合】

家族(同居者)が濃厚接触者と判断されただけでは、社員本人を自宅待機にする必要はありません。

ただし、その社員の家庭内ではマスクの着用や手指衛生の徹底など、感染防止対策が必要です。また、社員は自分の体調に注意を払い、体調不良を自覚する場合は出社を控え、保健所に連絡してください。

Ⅶ. BCM(事業継続マネジメント)

BCPは書類を策定して終わりではありません。

事前準備を着実に実施したり、教育・訓練を実施したりして、BCPの実効性を高め、必要によりBCPの内容を見直し改善していく取組が必要です。

1. 事前準備(事前対策)の進捗管理

“どなたでも！長崎県版簡易BCP策定シート”の最後の項目として「事前準備」を記入いただいております。これは計画時点で認識された「残課題」です。この計画に沿って、着実に実施していくよう、取り組んでください。

そして年に一度は、完了したかどうか、その進捗状況を確認し、必要により項目を増やしたり、期限を見直したりして修正してください。

2. 教育・訓練

策定したBCPの内容を、災害等に対応する関係者に周知し、実践できるように訓練を行うことが必要です。

訓練といっても、防災の一環として行う「避難訓練」や休日・夜間に発生した想定で行う「安否確認訓練」、衛星電話を購入した後などに行う「通信手段の使用に関する訓練」、情報システムの復旧訓練、および災害対策本部を対象として行う「災害時の対応に関するシミュレーション訓練」などがあります。

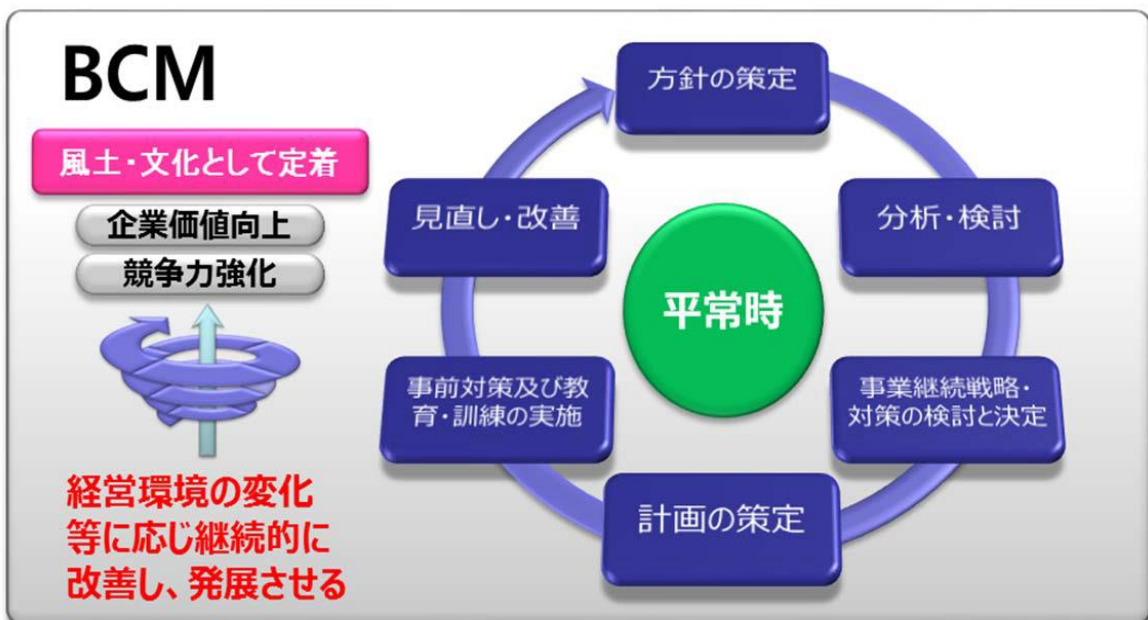
年に一度は、最低一つは訓練を行うように計画しましょう。

3. BCPの見直し・改善

教育・訓練の実施を通して、また新たな課題が見えてくる場合があります。事前準備の進捗によって、計画の修正が必要になることもあります。

それらを通して、BCPの内容も、柔軟に見直し改善していくことが重要です。これらの活動を通して、BCM(事業継続マネジメント)を組織文化に浸透させていくことを目指しましょう。

BCMの風土・文化としての定着 (イメージ)



[出典: 内閣府事業継続ガイドライン第3版 解説書 P66 参照]

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline03_ex.pdf

Ⅷ. 参考資料

1. BCP策定考え方についての参考資料

No	資料名称	URL
1-1	内閣府「事業継続ガイドライン」	http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/pdf/guideline202104.pdf
1-2	中小企業庁 ①BCP策定運用指針 ②中小企業BCP支援ガイドブック ③BCP等の取組事例集	https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/
1-3	中小企業庁「事業継続力強化計画」	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

2. 地震関係の参考資料

No	資料名称	URL
2-1	長崎県地域防災計画	https://www.pref.nagasaki.jp/sb/preparation/001/manual/plan.html
2-2	長崎県総合防災ポータル	https://www.pref.nagasaki.jp/sb/index.php
2-3	国土交通省防災ポータル	https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html
2-4	防災科研「J-SHIS地震ハザードステーション」	http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/

3. 風水害関係の参考資料

No	資料名称	URL
3-1	長崎県 洪水浸水想定区域・ハザードマップ	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kasen-sabo/nagamizube/kasenhazard/524606.html
3-2	長崎県総合防災GIS	https://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php
3-3	内閣府防災「避難勧告等に関するガイドラインの改定(令和3年5月)避難行動判定フロー・避難情報のポイント」	http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf
3-4	国土交通省「地点別浸水シミュレーション検索システム」	http://suiboumap.gsi.go.jp/

4. 新型コロナウイルス関係の参考資料

No	資料名称	URL
4-1	業種別ガイドライン - 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策 (全業種のまとめ)	https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201026
4-2	日本経済団体連合「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」	https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/036_guideline1.html
4-3	内閣官房「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621g_l_guideline.pdf
4-4	長崎県 「【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について」	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_nagasaki/
4-5	長崎県 「新型コロナウイルス感染症について」: 支援制度	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_shien/